

福祉避難所設置・運営マニュアル

平成25年12月
(令和7年4月改訂)
伊達市

【目 次】

第1章 平常時における取り組み	2
1 福祉避難所の対象となる方の把握	2
2 福祉避難所の指定	2
3 福祉避難所の周知	2
4 福祉避難所の施設整備	3
5 福祉避難所の物資・器材・人材・移送手段の確保	3
6 社会福祉施設及び医療機関等との連携	4
7 福祉避難所の運営体制の事前整備	4
8 福祉避難所の設置・運営訓練等の実施	5
第2章 災害時における取り組み	6
1 福祉避難所の開設	6
2 福祉避難所の運営体制の整備	6
3 福祉避難所の運営	7
4 福祉避難所における避難行動要支援者の支援	11
5 福祉避難所の解除等	11
【別表1】	12
【別表2】	13
様 式 集	14
福祉避難所開設から閉鎖までのフロー	30

第1章 平時における取り組み

1 福祉避難所の対象となる方の把握

避難行動要支援者制度により福祉避難所の対象となる方の概数を把握します。

【避難行動要支援者制度対象者】

- ①介護保険法における要介護3・4・5に認定されている方のうち居宅で生活されている方
- ②身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている方
- ③療育手帳Aの交付を受けている方
- ④精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の交付を受けている方
- ⑤75歳以上の高齢者のみで生活する世帯の方
- ⑥その他市長が特に避難支援が必要と判断される方

上記の方だけではなく、家族等の介助者がいる場合は、その介助者等も福祉避難所での受入れの対象となります。

特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等の入所対象者はそれぞれ緊急入所等を含め、当該施設で適切に対応されるべきであり、原則として福祉避難所の受入対象者とはされない（「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（内閣府政策統括官（防災担当）））ため、それらの福祉サービス等が利用可能となっている方については、その仕組みを活用し、社会福祉施設等を利用するものとします。

2 福祉避難所の指定

災害発生時等に一般の指定避難所での生活が困難な避難行動要支援者を受け入れるため、耐震・耐火構造及びバリアフリー化等に対応し、福祉避難所としての機能を有している市内の社会福祉施設等を指定します。

【施設一覧】

別表第1のとおり
福祉避難所20カ所

3 福祉避難所の周知

災害発生時等に避難行動要支援者の支援をスムーズに行うため、福祉避難所に関する情報を広く周知します。

特に、避難行動要支援者及びその家族、避難支援等関係者（伊達地方消防組合、伊達警察署、伊達市消防団、伊達市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、地域自治組織、自主防災組織及び行政区）等に対して周知を図ります。

4 福祉避難所の施設整備

施設管理責任者と連携し、福祉避難所として必要な施設整備に努めます。

- ア バリアフリー化（段差の解消、スロープの設置、手すりや誘導装置の設置、障がい者用トイレの設置等）
- イ 通風・換気・冷暖房設備の確保・整備
- ウ 非常用発電機の整備
- エ 情報関連機器（ラジオ、テレビ、電話、無線、ファクシミリ、パソコン、電光掲示板等）の確保
- オ パニック等の際に落ち着くためのスペースの確保
- カ 水の確保（介護、処置、器具の洗浄等のため）
- キ その他必要と判断される施設整備 など

5 福祉避難所の物資・器材・人材・移送手段の確保

（1）物資・器材の確保

施設管理責任者と連携し、福祉避難所における必要な物資・器材の備蓄を図ります。

また、福祉機器等を確保し、福祉避難所へ供給してもらえるよう、関係団体・事業者等と協定を締結するなどの連携を図ります。

- ア 介護用品、衛生用品（大人・子供用紙おむつ、マスク、ストーマ用器具等）、生理用品
- イ 飲料水、食物アレルギーや避難行動要支援者に配慮した食料
- ウ 医薬品（常備薬等）、薬剤（液体石けん、塩素系漂白剤等）
- エ ポータブルトイレ、（段ボール）ベッド、杖、車いす、手すり、仮設スロープ、担架、間仕切り等
- オ 毛布、タオル、下着（生理用ショーツを含む）、衣類 など

○感染症対策として必要な物資

マスク、アルコール手指消毒液、体温計、非接触型体温計、除菌用アルコールティッシュ、タオル（ただし1回使用ごとに廃棄）、ペーパータオル、新聞紙（吐物処理用）、ハンドソープ、清掃用の家庭用洗剤、次亜塩素酸ナトリウム、亜塩素酸水、次亜塩素酸水等（モノに対する消毒・除菌剤）、フェイスシールド、カップ、使い捨て手袋（ビニール手袋も可）、ラップ、ポリ袋、レジ袋、ゴミ袋、バケツ、スプレー容器、蓋つきゴミ箱（足踏み式）、簡易トイレ（凝固剤式）、段ボールベッド（簡易ベッド）、パーティション等

なお、大規模災害発生時、福祉機器等や災害時医薬品・衛生材料等の備蓄について市のみでは対応できない場合は、福島県への要請も実施します（福島県は福島県福祉機器協会と協定、福島県医薬品卸組合及び福島県医療機器販売業協会と委託契約を実施（「福島県福祉避難所指定・運営ガイドライン」（福島県保健福祉部保健福祉総務課）））

- ・福祉機器関係 福島県保健福祉総務課 024-521-7217
- ・医薬品関係 福島県薬務課 024-521-7232

(2) 人材の確保

避難行動要支援者の避難生活を支援するために必要となるヘルパー等の専門的な人材の確保に関して、関係団体・事業者等と協定を締結するなど、災害発生時等に人的支援を得られるように連携を図ります。

また、災害時における福祉避難所へのボランティアの受入方針について検討します。

なお、大規模災害発生時、福祉・介護人材、医療救護活動、ボランティアについて市のみでは対応できない場合は、福島県への要請も実施します（福島県は、福島県社会福祉事業団、医師会、看護協会、薬剤師会と協定し、福島県社会福祉士会等の福祉関係団体及び県関係各課で構成される協議会において、広域災害福祉支援ネットワークを構築（「福島県福祉避難所指定・運営ガイドライン」）

- | | |
|-----------------|-------------------------|
| ・福祉・介護人材関係 | 福島県保健福祉総務課 024-521-7217 |
| ・医療救護活動 | 福島県地域医療課 024-521-7221 |
| | 福島県薬務課 024-521-7232 |
| ・広域災害福祉支援ネットワーク | 福島県社会福祉課 024-521-7322 |

(3) 移送手段の確保

一般の指定避難所から福祉避難所への移送、または福祉避難所から緊急での入所施設等への移送に関して、避難行動要支援者の状態に配慮した適切な移送手段を確保できるよう関係機関等と協議・検討を実施します。

6 社会福祉施設及び医療機関等との連携

(1) 福祉避難所の設置・運営にかかる連携強化

福祉避難所の設置・運営をスムーズに行うためには、専門的な人材の確保、福祉機器等の調達、緊急入所等に関して、社会福祉施設及び医療機関等との協力が必要となることから、関係団体との情報共有の場を設けます。

また、社会福祉施設等の関係団体・事業者間との協力体制も重要となることから関係団体・事業者間の連携強化を促進します。

(2) 緊急入所等への対応

福祉避難所で避難生活が困難な避難行動要支援者については、専門的な施設への緊急入所や緊急短期入所の対応が必要となることから、社会福祉施設等やその事前協議を行う担当ケアマネージャー等との連携を図ります。

また、避難行動要支援者の症状の急変等により医療処置及び治療等が必要となる場合や福祉避難所での感染症の発生・拡大防止・発症した場合等における適切な対応を図るため、救急搬送等に関し関係機関等との連携を図ります。

7 福祉避難所の運営体制の事前整備

災害発生時等に福祉避難所の速やかな設置・運営ができるよう、有資格者等の専門的な人材（看護師、保健師、介護福祉士、社会福祉士、理学療法士、へ

ルパー等)を確保し、事前に関係団体・事業者等との連携を図ります。

また、福祉機器等(ベッド、車いす等)を確保し、福祉避難所へ供給してもらえるよう、事前に関係団体・事業者等との連携を図ります。

8 福祉避難所の設置・運営訓練等の実施

(1) 訓練、研修会等の実施

地域住民、避難行動要支援者、その家族等の幅広い関係者が参加する訓練、研修会等を実施します。

(2) 普及啓発

災害発生時等において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、避難行動要支援者及びその家族、地域の支援者、関係団体等に対して、福祉避難所の目的・ルール等に関する知識の普及啓発に努めます。

第2章 災害時における取り組み

1 福祉避難所の開設

(1) 福祉避難所の開設及び避難行動要支援者の受け入れ

一般の指定避難所に避難してきた方の中に福祉避難所の対象となる方がおり、福祉避難所の開設が必要と判断された場合は、各避難所運営職員、社会福祉施設等に施設空間の確保を依頼します。このとき、依頼を受けた各避難所運営職員、社会福祉施設等は「開設チェックリスト（様式1－1）」により施設の被災状況等の確認を行います。その後、「開設要請書（様式1－2）」により福祉避難所の開設を要請し、受け入れ体制が整い次第、避難行動要支援者を受け入れます。ただし、災害の状況等により福祉避難所の開設を要請する前に社会福祉施設等において、避難行動要支援者を受け入れた場合は、開設要請の有無に関わらずに開設します。この場合において、社会福祉施設等は、避難行動要支援者の受け入れ状況等を速やかに災害対策本部（福祉避難所担当課）に電話等で報告します。この報告を受け、事後的に「開設チェックリスト（様式1－1）」を作成し、「開設要請書様式1－2）」により福祉避難所の開設を要請します。

さらに、福祉避難所を開設した場合は、職員はもとより、避難行動要支援者及びその家族、地域住民、関係団体等との情報の共有をします。

(2) 福祉避難所の開設期間

福祉避難所の開設期間は、原則として、災害発生の日から最大限7日以内とします。

しかし、市内全域が被害を受けたような大規模災害で、やむを得ず7日間の期間内で閉鎖することが困難な場合は、事前に施設管理責任者等と協議し、必要最小限の期間を延長するものとします。

2 福祉避難所の運営体制の整備

(1) 福祉避難所担当者の配置

福祉避難所を開設した場合は、福祉避難所との連絡体制を確保し、可能な場合は福祉避難所担当者を派遣し、福祉避難所の管理運営にあたります。

原則24時間対応となることから、必ず福祉避難所担当者の交代要員を確保します。

しかし、大規模災害発生当初は、福祉避難所に派遣する担当者を確保できない場合があるため、施設管理責任者等の協力を得て対応します。

(2) 福祉避難所の運営体制の整備及び活動支援

福祉関係者、避難支援者等の協力を得て避難行動要支援者の支援に従事する方の確保に努めます。

避難行動要支援者からの相談等に対応するとともに、専門的な人材（介護職員、手話通訳者等）の応援派遣、物資・器材（ベッド等）の提供などの福祉避難所では対応できないニーズについては、関係機関等に迅速に要請します。

3 福祉避難所の運営

(1) 福祉避難所の避難者名簿の作成・管理

福祉避難所に避難している避難行動要支援者の状況等を把握するため、「避難者名簿（様式2）」を作成し、随時更新します。

避難者が退所する場合は、可能な限り転出先を確認し、記録します。

毎日、名簿の整理及び集計を行い、「避難状況報告書（様式3）」に集計結果を記入し、災害対策本部へ報告します。

「避難者名簿（様式2）」の情報は、公開を望まない避難者を除き、福祉避難所内に掲示するとともに他から問い合わせがあった場合に原則公表します。

(2) 食糧・飲料水の配給

食糧・飲料水の配給は、公平性の確保に最大限配慮します。

また、やわらかい食糧等の特別な要望については、可能な限り個別に対応します。

食糧等に不足がある場合は、不足する内容及び数量等を取りまとめ、「食糧・飲料水供給依頼票（様式4）」に記入し、災害対策本部に提出します。

依頼した食糧等が搬送された場合は、「食糧・飲料水供給依頼票（様式4）」に受領日時を記入し、食糧等を受け取り、種類別に保管場所へ保管します。

(3) 物資・福祉機器等の配給・管理

物資・福祉機器等の配給・管理物資・福祉機器等の配給は、公平性の確保に最大限配慮します。

また、特別な要望については、可能な限り個別に対応します。

物資等に不足がある場合は、不足する内容及び数量等を取りまとめ、「物資・機器等供給依頼票（様式6-1）」に記入し、災害対策本部に提出します。

依頼した物資等が搬送された場合は、「物資・福祉機器等供給依頼票（様式6-1）」に受領日時を記入し、物資等を受け取り、用途別に保管場所へ保管します。

【災害対策本部において対応が困難な場合】

災害対策本部は、福祉機器等に不足がある場合は、不足する内容及び数量等を取りまとめ、「福祉機器等供給要請書（様式6-2）」に記入し、福祉機器等供給協力事業所に提出します。

依頼した福祉機器等が搬送された場合は、福祉機器等供給要請書（様式6-2）に受領日時を記入し、福祉機器等を受け取り、保管場所へ保管します。

搬送された物資等については、「食糧・物資等受払簿（様式5）」に記入します。物資・福祉機器等の依頼にあたっては、必要な数量等を的確に把握し、余剰物資・福祉機器等が発生しないように注意します。

※大規模災害発生時、福祉機器等や災害時医薬品・衛生材料等について福祉機器等供給協力事業所のみでは対応できない場合は、福島県へ要請を実施

【福祉機器供給協力事業所】

別表2のとおり 福祉機器供給協力事業所 1カ所

(4) 専門的な人材・ボランティア等の支援

専門的な人材・ボランティア等に不足がある場合は、不足する職種、人数及び活動内容等を取りまとめ、「人的支援依頼票（様式7-1）」に記入し、災害対策本部に提出します。

依頼した専門的な人材等が配置された場合は、「人的支援依頼票（様式7-1）」に配置日時を記入し、福祉避難所の運営を支援します。

【災害対策本部において対応が困難な場合】

災害対策本部は、専門的な人材等に不足がある場合は、不足する職種、人数及び活動内容等を取りまとめ、「人的支援要請書（様式7-2）」に記入し、伊達市社会福祉協議会（災害ボランティアセンター）又は人的支援協力事業所に提出します。

依頼した専門的な人材等が配置された場合は、「人的支援要請書（様式7-2）」に配置日時を記入し、福祉避難所の運営を支援します。

専門的な人材・ボランティア等の依頼にあたっては、必要な職種及び人数等を的確に把握し、余剰人材等が発生しないように注意します。

※大規模災害発生時、人材確保について伊達市社会福祉協議会（災害ボランティアセンター）又は人的支援協力事業所のみでは対応できない場合は、福島県へ要請を実施

【人的支援協力事業所】

別表2のとおり 人的支援協力事業所4カ所

(5) その他の必要なもの

その他必要となるものがある場合は、必要となる品名、内容及び数量等を取りまとめ、「その他（移送等）依頼票（様式8）」に記入し、災害対策本部に提出します。

依頼したものが搬送された場合は、「その他（移送等）依頼票（様式8）」に受領日時を記入し、依頼したものを受け取り、保管場所へ保管します。

搬送された依頼したものについては、必要に応じ、食糧・物資等受払簿（様式5）に記入します。

(6) 移送等

避難行動要支援者、専門的な人材、福祉機器等の移送が必要な場合は、詳細な内容等を取りまとめ、「その他（移送等）依頼票（様式8）」に記入し、災害対策本部に提出します。

依頼した移送等が行われた場合は、「その他（移送等）依頼票（様式8）」受渡日時を記入します。

(7) トイレに関する対応

施設管理責任者と協議し、施設内トイレ・仮設トイレ等の清掃及び手洗い消毒液の交換等の衛生管理を行います。

なお、避難者の中で手伝える避難者がいれば協力を依頼します。

(8) ゴミに関する対応

施設管理責任者と協議し、ゴミの集積所を指定し、張り紙等により避難者へ周知徹底を図ります。

ゴミは、各避難者が可燃ごみ・不燃ごみ等に分別し、指定の集積所へ整然と置くように依頼します。

(9) 防疫に関する対応

「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版（厚生労働省）」、「福島県福祉避難所指定・運営ガイドライン」等に基づき、施設ごとの感染症対策マニュアルに沿って対応することとします。

食中毒、風邪等の感染症が流行しないように、避難者の協力を得て手洗いの励行等の防疫に注意します。

また、風邪、下痢等の体調を崩している方の有無を把握します。

(10) 施設内の清掃・整理整頓

共有スペース等の清掃は、避難者の中で手伝うことができる方がいれば協力を依頼します。

(11) 電話の問い合わせや避難者の呼び出し

電話で問い合わせがあった場合は、「避難者名簿（様式2）」と照合します。電話での呼び出しは、掲示板及び放送等により伝言し、折り返し避難者から連絡をとる方法を原則とし、長時間受信状態のままで呼び出しをしないようにします。

(12) 生活情報の提供

避難者が必要な情報について、情報を収集し、掲示板等の手段で提供します。

【避難者が必要とする情報】

被害・安否情報

医療・救護情報

余震・天候情報

生活物資情報

ライフライン・交通機関復旧情報

生活再建情報 など

【情報の収集方法】

災害対策本部からの情報及び公開されている情報を収集します。

テレビ、ラジオ、新聞等の情報を収集します。

【情報の周知】

収集した情報を整理し、必要な情報を明示し、掲示板や放送等のあらゆる手段を用いて提供します。

不要となった情報も記録、整理して保管します。

(13) 情報伝達・連絡・依頼等の体制

福祉避難所と災害対策本部との情報伝達・連絡・依頼等にあたっては、定められた様式を使用し、FAXまたはメールで行うことを基本とします。やむを

得ず電話による情報伝達等を行う場合は、必ず内容等の控えを残します。

(14) 引継ぎ

福祉避難所の勤務を交代する場合は、「事務引継書（様式9）」により、避難者の状況及び要望事項等を確実に引き継ぎ、後任の駐在員が円滑に業務に従事できるようにします。

(15) 配慮事項

福祉避難所への避難者に対しては、その要配慮事項により次のとおり配慮が必要となります。

要配慮者	配 慮 事 項 等
認知症の方	・緊急事態等の認識が不十分な場合や、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があるため、日常の支援者が同伴するなど、気持ちを落ち着かせることが必要。
肢体不自由の方	・出来るだけ出入口やトイレに近い場所を確保するなど、移動が少なく済むよう配慮する。 ・自力で移動が困難な方には杖や車いすを貸与する。
視覚障がいのある方	・避難所等慣れない場所で行動することが難しいため、音声による情報伝達及び状況説明が必要。 ・日常の生活圏外では、介護者がいないと避難できないため、避難誘導等の援助が必要。
聴覚障がい・言語障がいのある方	・音声による避難・誘導の指示が認識できないため、手話・要約筆記・文字・絵図等を活用した情報伝達が必要。 ・自分の状況を伝える際の音声による会話が困難であるため、手話・筆談等による状況把握が必要。
内部障がいのある方	・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合があるため、車いす等の補助器具が必要。 ・医薬品や医療機材を携帯する必要があるため、医療機関等による支援が必要。 ・ストーマ装用者にあつてはストーマ用装具が必要。
知的障がいのある方	・環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があるため、何が起こったかを短い言葉や文字、絵、写真などを用いてわかりやすく伝える。 ・日常の支援者が同伴するなどして、気持ちを落ち着かせる。
精神障がいのある方	・災害発生時には精神的な動揺が激しくなる場合があるため、気持ちを落ち着かせることが必要。 ・服薬を継続することが必要な方が多いため、日頃から自ら薬の種類を把握するよう指導するとともに、医療機関による支援が必要。
発達障がいのある方	・感覚的な刺激に耐えられず、本人が混乱する場合があるため、イヤーマフ（ヘッドフォン）を使えるようにするほか、仕切り板を立てるなどの配慮をする。 ・順番を守る等の状況の理解が難しい場合があるため、物資は個別に配給するほか、理解できる方法（実物、絵、写真、文字等）で情報を伝えるなどの配慮をする。
難病患者・人工透析患者等	・肢体が不自由な場合や、外見からは障がいがあることがわからない場合があるため、それぞれの病態や症状に応じた援助が必要。 ・人工呼吸器や人工透析などの医療的援助が必要な場合がある。 ・慢性疾患患者が多く、医薬品の確保について医療的援助が必要な場合がある。

「福島県福祉避難所指定・運営ガイドライン」より抜粋

4 福祉避難所における避難行動要支援者の支援

(1) 福祉避難所における福祉サービス等の提供

避難行動要支援者の健康状態、災害発生前に受けていた福祉サービス及び医療等について把握し、継続的に受けることができるよう対応に努めます。

災害により身体的・精神的負担を受け、症状・状態が悪化する可能性もあることから、避難行動要支援者の状態に十分に注意するとともに、福祉サービス事業者、保健師等と連携を図り、避難行動要支援者に対して必要な福祉サービスを提供できるように努めます。

また、応急仮設住宅への入居及び住宅の再建等の意向についても把握します。

(2) 総合相談窓口の設置

避難行動要支援者特有の相談に対応する総合相談窓口を福祉避難所に設置します。相談窓口では、総合的な福祉及び健康相談等を行います。

(3) 緊急入所等の実施

福祉避難所で避難生活が困難な避難行動要支援者について、緊急入所及び緊急ショートステイ等により適切に対応します。

避難行動要支援者の症状の急変等により医療処置及び治療等が必要になった場合は、医療機関に移送します。

5 福祉避難所の解除等

(1) 福祉避難所の統廃合・撤収・解除

福祉避難所の利用が長期化し、福祉避難所によって避難者数にばらつきが出るなどした場合は、福祉避難所の統廃合を図ります。

福祉避難所の統廃合について理解と協力を求めるため、避難している避難行動要支援者及びその家族等に十分な説明にあたります。

避難している避難行動要支援者が撤収し、福祉避難所としての目的を達成した場合は、必要な原状回復を行い、福祉避難所としての開設を解除します。

(2) 福祉避難所の設置・運営、福祉機器等供給、人的支援等に要した費用の請求

福祉避難所の設置・運営、福祉機器等供給、人的支援等に要した費用については、市が負担します。

請求にあたっては、設置・運営に要した費用に関する届出書（様式10-1）、福祉機器等の供給に要した費用に関する届出書（様式10-2）、人的支援に要した費用に関する届出書（様式10-3）を提出するものとします。

(3) 災害救助法に基づく国庫負担の活用等

ア 災害救助法が適用された場合には、避難行動要支援者に配慮した福祉機器・消耗器材の費用について国庫負担を受けることができるため、国庫負担を活用します。

イ 介護施設への緊急入所に要した費用は、通常の介護報酬請求（介護給付費請求）によって対応することとなります。

【別表 1】

◇社会福祉施設等による福祉避難所（災害の種類、または規模等に応じて開設される福祉避難所）

事業所	住所
特別養護老人ホーム 伊達すりかみ荘	伊達市一本松 64 番地
特別養護老人ホーム ファミージュ	伊達市保原町上保原字遍照原 8 番地 8
特別養護老人ホーム 梁川ホーム	伊達市梁川町字東土橋 65 番地 1
特別養護老人ホーム 孝の郷	伊達市霊山町掛田字明正寺 21 番地 1
特別養護老人ホーム 星風苑	伊達市月舘町御代田字月崎山 1 番地 7
特別養護老人ホーム ハッピー愛ランドほばら	伊達市保原町字泉町 1 番地 1
特別養護老人ホーム ラスール伊達	伊達市梁川町字東塩野川 56 番地 1
介護老人保健施設 プライムケア桃花林	伊達市保原町字岡代 9 番地 1
伊達ふれあいセンター	伊達市箱崎字川端 7 番地
霊山総合福祉センター	伊達市霊山町掛田字町田 14 番地 5
月舘保健福祉センター	伊達市月舘町月舘字関ノ下 12 番地 1
指定認知症対応型通所介護事業所 さくらの家	伊達市梁川町桜町 117 番地
グループホームゆめみらい	伊達市水抜 12 番地
特別養護老人ホーム だて緑風園	伊達市馬場口 36 番地 1
特定非営利活動法人 ボネール	伊達市保原町鉄炮町 13 番地 7
看護小規模多機能型居宅介護事業所くわの実	伊達市月舘町御代田字扶桑畑 42 番地 1
通所介護 日和	伊達市梁川町字赤五輪 75 番地 3
指定看護小規模多機能型居宅介護事業所よるべ	伊達市梁川町字天神前 3 番地 1
だて支援学校※	伊達市保原町大泉字大舘 78 番地
インクルーシブたかこ	伊達市保原町高子岡 238 番地

※だて支援学校は在校生及び卒業生のみ

【別表 2】

◇福祉機器等供給協力事業所（福祉避難所における福祉機器の供給協力事業所）

施設名	所在地
株式会社 同仁社	伊達市岡沼22番地

◇人的支援協力事業所（福祉避難所における介護職員等の人的支援協力事業所）

施設名	所在地
伊達市社会福祉協議会ヘルパーステーション	伊達市霊山町掛田字町田14番地5
保原タクシー・まるわケアステーション	伊達市保原町字九丁目14番地
介護専門店ハイジ	伊達市保原町字宮下67番地3
指定訪問介護事業所 「かあさん」	伊達市霊山町掛田字岡30番地9

様式集

福祉避難所 開設チェックリスト

【福祉避難所名】

【確認日時】

年 月 日 () 午前・午後 時 分

チェック項目	チェック内容等	確認
施設の安全確認	① 建物が傾斜していないか。	☐
	② 隣接する建物に倒壊の恐れはないか。	☐
	③ 建物周辺に土砂崩れ、またはその恐れはないか。	☐
	④ 建物周辺に地盤沈下、亀裂等は生じていないか。	☐
	⑤ 建物に大きなひび割れ、はく離等はないか。	☐
	⑥ 火事は発生していないか。	☐
	⑦ ガス漏れはないか。	☐
	⑧ 窓ガラス、または照明器具等の落下物はないか。	☐
ライフライン等の確認	① 電気は使用できるか。	☐
	② 水道は使用できるか。	☐
	③ ガスは使用できるか。	☐
	④ 電話・FAXは使用できるか。	☐
	⑤ トイレは使用できるか。	☐
受入スペースの確認	① 安全な部屋、またはスペースは確保できるか。	☐

福祉避難所 開設要請書

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書の規定に基づき、福祉避難所の開設について、下記のとおりに要請します。

記

開設期間		年 月 日 () から		
		年 月 日 () まで		
開設施設				
災害時要援護者	氏 名		電話	
	住 所			
	心身の状況			
	医療情報等			
身元引受人	氏 名		電話	
	住 所			
その他の				

連絡先	災害対策本部 担当者:	電話:
		FAX:
		メール:

※ 開設要請を受けた施設は、福祉避難所開設チェックリスト(様式1-1)により、状況を確認してください。

福祉避難所 避難者名簿

【福祉避難所名】

【入所年月日】

年 月 日 ()

避難者氏名		電話	
住所			
氏名 (※避難した方のみ記入してください。)		年齢	性別
家族			
親族などの連絡先	氏名	電話	
	住所		
	氏名	電話	
	住所		
特別な配慮を必要とすることがある場合、記入してください。(人工透析などの特殊な治療、薬の服用、アレルギーなど。)			
家屋の状況	全壊	半壊	一部損壊
	断水	停電	電話不通
()			
他から問い合わせがあった場合、氏名及び住所などを公表してもよいですか？			
はい いいえ			
退 所 年 月 日	月 日 ()		
転 出 先 住 所			
電 話			
備 考			

福祉避難所 避難状況報告書

【福祉避難所名】

電
話
FAX:

【報告日時】

年 月 日 () 午前・午後 時 分

発信者氏名		受信者氏名		
避難者	現在数(A)		前日数(B)	
	世帯数	世帯	世帯	
	人数	人	人	
状況	運営	相談窓口	設置済み 未設置	
	設備	建物	異常なし ()	
		電気	異常なし 停電	
		水道	異常なし 断水	
		電話	異常なし 不通	
		その他		
	地域	土砂崩れ	あり なし 未確認	
		浸水	あり なし 未確認	
		道路	通行可 片側通行可 通行不可	
		その他		
	連絡事項 (対応状況、要求事項など)			
対処すべき、また、予見される事項 (避難者の健康状態、避難所の生活環境、雰囲気など)				

福祉避難所 食糧・飲料水供給依頼票

【福祉避難所名】

電
話
FAX:

【依頼日時】

年 月 日 () 午前・午後 時 分

発 信 者 氏 名			
依 頼 内 容	食 糧	月 日 () 分	食
	飲 料 水	月 日 () 分	リットル
受 領 日 時	食 糧	月 日 () 午前・午後 時 分 (食)	
		月 日 () 午前・午後 時 分 (食)	
	飲 料 水	月 日 () 午前・午後 時 分 (リットル)	
		月 日 () 午前・午後 時 分 (リットル)	
特 記 事 項	※うち、やわらかい食糧 食		

※災害対策本部使用欄

【受信日時】

年 月 日 () 午前・午後 時 分

受 信 者 氏 名			
手 配 内 容	食 糧	月 日 () 分	食
	飲 料 水	月 日 () 分	リットル
手 配 日 時	食 糧	月 日 () 午前・午後 時 分 (食)	
		月 日 () 午前・午後 時 分 (食)	
	飲 料 水	月 日 () 午前・午後 時 分 (リットル)	
		月 日 () 午前・午後 時 分 (リットル)	
特 記 事 項			

福祉避難所(保管)

(様式5)

福祉避難所 食糧・物資等受払簿

【福祉避難所名】

[illegible]

福祉避難所 物資・機器等供給依頼票

【福祉避難所名】

電
話
FAX:

【依頼日時】

年 月 日 () 午前・午後 時 分

発信者氏名				
依頼物資等品名・数量	受領日時			
	月	日 ()	午前・午後	時 分
	月	日 ()	午前・午後	時 分
	月	日 ()	午前・午後	時 分
	月	日 ()	午前・午後	時 分
	月	日 ()	午前・午後	時 分
特記事項				

※災害対策本部使用欄

【受信日時】

年 月 日 () 午前・午後 時 分

受信者氏名				
手配物資等品名・数量	手配日時			
	月	日 ()	午前・午後	時 分
	月	日 ()	午前・午後	時 分
	月	日 ()	午前・午後	時 分
	月	日 ()	午前・午後	時 分
	月	日 ()	午前・午後	時 分
特記事項				

福祉避難所 福祉機器等供給要請書

【福祉避難所名】

電
話
FAX:

【依頼日時】

年 月 日 () 午前・午後 時 分

発信者氏名			
要請機器等品名・数量	受領日	時	分
	月 日 () 午前・午後	時	分
	月 日 () 午前・午後	時	分
	月 日 () 午前・午後	時	分
	月 日 () 午前・午後	時	分
	月 日 () 午前・午後	時	分
特記事項			

※福祉機器等供給協力事業所使用欄

【受信日時】

年 月 日 () 午前・午後 時 分

受信者氏名			
手配機器等品名・数量	手配日	時	避難所確認
	月 日 () 午前・午後	時 分	
	月 日 () 午前・午後	時 分	
	月 日 () 午前・午後	時 分	
	月 日 () 午前・午後	時 分	
	月 日 () 午前・午後	時 分	
特記事項			

福祉避難所 人的支援依頼票

【福祉避難所名】

電
話
FAX:

【依頼日時】

年 月 日 () 午前・午後 時 分

発 信 者 氏 名					
依 頼 内 容	職 種 ・ 人 数	配	置	日	時 分
☐ 看護師	() 人	月	日 ()	午前・午後	時 分
☐ 保健師	() 人	月	日 ()	午前・午後	時 分
☐ 保育士	() 人	月	日 ()	午前・午後	時 分
☐ 手話通訳者	() 人	月	日 ()	午前・午後	時 分
☐ ボランティア	() 人	月	日 ()	午前・午後	時 分
☐ その他()	() 人	月	日 ()	午前・午後	時 分
特 記 事 項					

※災害対策本部使用欄

【受信日時】

年 月 日 () 午前・午後 時 分

発 信 者 氏 名					
手 配 内 容	職 種 ・ 人 数	手	配	日	時 分
☐ 看護師	() 人	月	日 ()	午前・午後	時 分
☐ 保健師	() 人	月	日 ()	午前・午後	時 分
☐ 保育士	() 人	月	日 ()	午前・午後	時 分
☐ 手話通訳者	() 人	月	日 ()	午前・午後	時 分
☐ ボランティア	() 人	月	日 ()	午前・午後	時 分
☐ その他()	() 人	月	日 ()	午前・午後	時 分
特 記 事 項					

福祉避難所 人的支援要請書

【福祉避難所名】

電
話
FAX:

【依頼日時】

年 月 日 () 午前・午後 時 分

発 信 者 氏 名					
要 請 内 容	職 種 ・ 人 数	配	置	日	時 分
☐ 看護師	() 人	月	日 ()	午前・午後	時 分
☐ 保健師	() 人	月	日 ()	午前・午後	時 分
☐ 保育士	() 人	月	日 ()	午前・午後	時 分
☐ 手話通訳者	() 人	月	日 ()	午前・午後	時 分
☐ ボランティア	() 人	月	日 ()	午前・午後	時 分
☐ その他()	() 人	月	日 ()	午前・午後	時 分
特 記 事 項					

※人的支援協力事業所、伊達市社会福祉協議会(災害ボラセン)(保管)

【受信日時】

年 月 日 () 午前・午後 時 分

発 信 者 氏 名					
手 配 内 容	職 種 ・ 人 数	手	配	日	時 分
☐ 看護師	() 人	月	日 ()	午前・午後	時 分
☐ 保健師	() 人	月	日 ()	午前・午後	時 分
☐ 保育士	() 人	月	日 ()	午前・午後	時 分
☐ 手話通訳者	() 人	月	日 ()	午前・午後	時 分
☐ ボランティア	() 人	月	日 ()	午前・午後	時 分
☐ その他()	() 人	月	日 ()	午前・午後	時 分
特 記 事 項					

福祉避難所 その他(移送等)依頼票

【福祉避難所名】

電
話
・
FAX:

【依頼日時】

年 月 日 () 午前・午後 時 分

発信者氏名			
依頼内容	受領(受渡)日時		
	月 日 () 午前・午後 時 分		
	月 日 () 午前・午後 時 分		
特記事項			

※災害対策本部使用欄

【受信日時】

年 月 日 () 午前・午後 時 分

発信者氏名			
手配内容	手配日時		
	月 日 () 午前・午後 時 分		
	月 日 () 午前・午後 時 分		
特記事項			

福祉避難所 事務引継書

【福祉避難所名】

【引継日時】

年 月 日 () 午前 ・ 午後 時 分

引 継 者	前 任 者	後 任 者
避 難 者 の 状 況		
避 難 者 からの 要 望 事 項		
行 政 等 の 対 応 状 況		
ボランティアの 活 動 状 況		
施設管理者との 打ち合わせ事項		
そ の 他		

福祉避難所 設置・運営等に要した費用に関する届出書

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書第4条の規定に基づき、福祉避難所の設置・運営等に要した経費について、下記のとおり届け出ます。

記

【福祉避難所名】

項目	品 名 等	数量	単価	金額
合 計				

伊 達 市 長

上記のとおり届け出ます。

年 月 日

所在地

法人名

代表者職氏名

本件責任者

(電話)

本件担当者

(電話)

福祉避難所 福祉機器等の供給に要した費用に関する届出書

福祉避難所における福祉機器等の供給協力に関する協定書第6条の規定に基づき、福祉避難所に対する福祉機器等の供給に要した経費について、下記のとおり届け出ます。

記

【福祉避難所名】

No.	品 名	数量	単価	金額
合 計				

伊 達 市 長

上記のとおり届け出ます。

年 月 日

所在地

法人名

代表者職氏名

本件責任者

(電話)

本件担当者

(電話)

福祉避難所 人的支援に要した費用に関する届出書

福祉避難所における人的支援に関する協定書第5条の規定に基づき、福祉避難所に対する人的支援に要した経費について、下記のとおり届け出ます。

記

【福祉避難所名】

No.	内 容	数量	単価	金額
合 計				

伊 達 市 長

上記のとおり届け出ます。

年 月 日

所在地

法人名

代表者職氏名

本件責任者

(電話)

本件担当者

(電話)

福祉避難所開設から閉鎖までのフロー

福祉避難所開設から閉鎖までのフロー









